# 人はなぜ謝罪するのか

Why do we apologize?

KAWASAKI Soichi

#### 要 旨

本論の目的は、「人はなぜ謝罪するのか」という問いに対して哲学的なアプローチを試みること、そしてそれに よって、謝罪というテーマに関する一定の見通しを得ることにある。

一般に、謝罪の目的は「過去の過ちを償うこと」にある、と理解されているように思われる。しかし、過去を書き換えることはできないし、後悔や自責の念だけでは、私たちを謝罪へと促す理由としては十分ではない。むしろ謝罪は、未来における個人の人格的な評価を高め、人々との間の関係をよりよいものにするために為される、と理解されるのがふさわしい。

私たちは、個別の行為をその担い手である人格に結びつけて理解するという傾向を持っている。過ちとされる行為は、その担い手である人格の評価を著しく下げるであろうし、反対に、加害者は謝罪することによって自らの人格的評価を高めることができるであろう。ただし、謝罪によって加害者が後悔や自責の念から解放されるかどうか、被害者が苦しみや傷つきから癒されるかどうか、加害者が被害者から赦しを得られるかどうかといったことは事前に確実に予測できることではなく、その意味で謝罪はつねに「賭け」である。それでも人があえて謝罪に踏み切るのは、加害者たる自分自身および被害者、そして両者を取り巻く人々のよりよい在り方とお互いのよりよい関係の構築を目指してそれを実現したいと願うからである。

したがって、謝罪の意義は〈加害者と被害者、および両者を取り巻く人々との間によりよい人間関係を(再)構築すること〉にあり、私たちが謝罪する根本的な理由は、私たちが社会的かつ倫理的存在であり、未来において、他者たちと共に、幸福でより善い生を送ることを望むからだ、と言うことができる。

Key words:謝罪、人格、責任

#### 1 はじめに

本論の目的は、「人はなぜ謝罪するのか」という問いに対して哲学的なアプローチを試みること、そしてそれによって、謝罪というテーマに関する一定の見通しを得ることにある。私たちはこのことを通じて、今後、謝罪というテーマに関連する諸問題について考察を深めていく際の、基盤となる視点を得ることができるはずである。

では、なぜ謝罪というテーマを取り上げるのか。謝罪は私たちの日常生活においてきわめてありふれたものであり、かつ、時として私たちの人生を左右するほどに、私たちにとって重大な意味合いを持つものである。にもかかわらず、謝罪するとはどういうことなのか、その本質や意義が明確ではないために、謝罪はしばしば、私たちを混乱させるものとなっている。

そこで本論は、限られた紙幅ではあるが、「人はな ぜ謝罪するのか」について考察する。謝罪はこれまで、

<sup>\*</sup> 社会科教育講座

文学、社会心理学、歴史学、政治学、そして哲学といった多くの分野において議論され、貴重な知見が積み重ねられてきた。とりわけ、近年は社会心理学の分野における研究が進んでおり、多くの成果がもたらされている。本論でも、これらの成果を適宜参照するつもりである。1)

さて、本論で私たちが「人はなぜ謝罪するのか」という問いに取り組む際の基本的な洞察は、「謝罪は、過去に犯してしまった過ちに対する償いというよりもむしろ、未来における加害者および被害者のあり方や他者たちとの関係性をよりよいものにする試みである」というものである。

どういうことか。一般的には、謝罪とは「自らの犯 した過ちに対してその責任を認め、真摯に反省し、赦 しを乞う」という行為であると見なされているだろう。 そしてたしかに、謝罪がそうした側面を強く持つこと は否定しがたい。しかし、謝罪によって望みどおりに 被害者から「赦し」が得られたとしても、謝罪によっ て過去の過ちを「なかったこと」にすることは原理上 できない。したがって、過ちを犯した者つまり加害者 とその被害者との間の関係は、過ちがなされる以前の それへとすっかり回復するということもない。自らの 犯した過ちを謝罪する者も、謝罪を受け容れて赦しを 与える者も、そして両者の間の関係も、後戻りできな い仕方で変容を被ってしまっているのだ。つまり、謝 罪によって可能なのは、過ちが犯される前の関係を回 復することではなく、関係の修復でしかないのだから、 それは新しい関係の(再)構築と理解されるのがふさ わしい。そしてこのことは、謝罪というのが本質的に、 過去の出来事を踏まえつつ、よりよい未来の構築を目 指して為される営みだ、ということを意味している。 詳細は本論で論じることとするが、以上が本論の基本 的な視点である。以下では、このような視点から、「人 はなぜ謝罪するのか」という問いについて取り組んで いきたい。

## 2 謝罪とは何か

謝罪は非常に多様なものであることから、すべての 謝罪に当てはまるような定義を一義的に定めるのはき わめて難しい。それでも最低限確認しておかなければ ならないのは、謝罪とは社会的な行為であり、対人関 係のなかで、すなわち、謝罪する者すなわち過ちを犯した当人である加害者と、その過ちの被害者との間に成立するものだ、ということである。ここに、その両者を取り巻く周囲の人々がかかわってくる。つまり「人はなぜ謝罪するのか」という本論文の問いは、謝罪する者=加害者とその被害者、そして両者を取り巻く他者たち(社会を構成する不特定多数の者たちを含む)という三者の関係を念頭に置きながら、考えられなければならない。

この点を確認した上で、まずは大まかに謝罪の定義 について示しておきたい。

Kirchhoff et al. (2009) は「謝罪の構成要素」として、以下の10の要素を挙げている。すなわち、①謝罪の言明 ②違反の明示 ③責任の受容 ④違反の説明の試み(違反に至った行動について外的な要因のせいにせずに説明しようとすること) ⑤感情 (恥や後悔)の表出 ⑥他者の感情や被害への対処 ⑦過失の認知 ⑧今後の自制の約束 ⑨補償の申し出 ⑩謝罪の受け入れの要請、以上である。なお、Kirchhof & Wagner (2012) は、深刻な違反に対しては、これらのうち特に「感情 (恥や後悔)の表出」「過失の認知」「謝罪の言明」「説明の試み」が重要であるとしている。

さらに Gill (2000) は「謝罪の必要条件」として、以下の5つの項目を挙げている。

- 1) かかわりのある集団のうち少なくとも一つが、その出来事は実際に起こったと信じているこ
- 2) かかわりのある集団のうち少なくとも一つが、 その行動は不適切だったと信じていること。 もし謝罪を行う者が、その行動が不適切だっ たと信じていない場合、その者は、謝罪の受 け手が気分を害していることの妥当性を自発 的に受け入れなければならない。
- 3) 誰かが、攻撃的な行動に責任があること。そして、謝罪を行う集団がその行動の責任を取るか、または、責任ある行為者と謝罪する者との何らかの関係があり、謝罪する責任を取ることが正当化可能であること。
- 4) 謝罪する者は、攻撃的な振る舞いに対する後 悔の態度と、犠牲者の苦しみに対する自責の 感情を持たなければならないこと。

5) 謝罪される者が、攻撃した者が未来において 同じような攻撃を控えようとするだろうと信 じるもっともな理由を得ること。

これらを順に簡潔に言い換えると、①問題になっている出来事の認知 ②その出来事が過ちであるという認知 ③責任の帰属 ④後悔と自責 ⑤未来の拘束、となるだろう。<sup>2)</sup>

謝罪の構成要素に関連する研究成果は多数存在するため、本論では、さまざまな先行研究について詳細に検討することはしない。さしあたっては、上記の先行研究において共通して指摘されているように、謝罪を構成する不可欠な要素として「(謝罪の対象となる)出来事の認知」、「責任の帰属」<sup>3)</sup>、「後悔・自責」、「被害者への償い」、「未来への約束」、以上の5つがあることを確認できれば十分である。

このことを踏まえて考えてみるに、謝罪の目的とはいったい何なのだろうか。別の言い方をすれば、私たちは謝罪によって、何をどうしたいのか。むろん、謝罪はきわめて多様なものでありうるため、その網羅的なリストを提示することは非常に難しいので、ここでは、謝罪の意図や目的に関する一般論を提示することしかできないのだが、ともあれ私たちは、いったい何のために謝罪するのだろうか。

一般に、謝罪の目的は、「過去の過ちを償うこと」と理解されているように思われる。私たちは謝罪によって、犯された過ちによって損なわれたものを修復するのだ、というわけである。しかし、どのような過去であれ、原理上、過去の出来事を消し去ることは不可能である。Tavuchis (1991) が指摘しているように、「謝罪は、それがどれほど誠実あるいは効果的なものであったとしても、すでに為されたことをなかったことにすることはないし、また、そうすることはできない」(Tavuchis (1991, p.5))のだ。したがって謝罪はつねに、失敗することを運命づけられている。彼はこのことを「謝罪のパラドクス」と呼んでいる。

たしかに、謝罪は「出来事の認知」を含むものであるし、過去の過ちがなかったとすればそもそも謝罪する必要がないのだから、謝罪がつねにそのようなパラドキシカルな側面を持つことは否定しがたい。その意味では、謝罪とは、不可能を可能にしようとするような絶望的な試みである、と言えるのかもしれない。し

かし、もしそうなのだとすれば、あえて謝罪しようと することの意義が薄れてしまうようにも思われる。過 去を書き換えることが不可能なのであれば、もはや謝 罪の必要などないのではあるまいか。犯された過ちが 原因で加害者が反省や自責の念に苛まれたり、被害者 が苦しみ続けたりすることが問題だ、だから謝罪が必 要なのだ、ということなのであれば、お互いの気持ち に多少なりとも折り合いがつくのであれば、その手段 は謝罪でなくてもよいはずだ、ということになりはし ないだろうか。また、謝罪の目的が過去の過ちの償い に尽きているのだとすれば、謝罪の有無にかかわらず もっとも望ましいのは、加害者も被害者も、過ちの事 実をすっかり忘れ去ってしまうことだ、となってしま うのではないだろうか。

だが、過ちの完全な忘却は事実として非常に困難で あるし、とりわけ被害者の側が、そのような忘却を望 むことは決してないだろう。仮に謝罪があったことで 「過去を水に流す」ことにした場合でも、被害者にとっ てはそれは苦渋の決断によってであろう。また加害者 にとっても、仮に被害者が赦してくれたとしてもなお、 後悔や自責の念が残り続けであろうことは、十分に予 想できる。にもかかわらず、加害者が謝罪へと促され、 また被害者が加害者からの謝罪を望むのは、少しでも 気分を晴らすため、というのではなく、やはり「過ち の記憶を消し去るため | よりもなお重要な目的がある からではないのか。そしてそれは、加害者と被害者、 さらに場合によればその周囲の人々の感情を癒すこと とは、違うところに求められるべきではないだろうか。 そこで、謝罪とは過去を消去することではなく、む しろ、過ちを過去における揺り動かし難い一つの事実 として受け入れたうえで、それにふさわしい地位を与 えることだ、と考えてみてはどうだろうか。それは「過 去を過去のものとして扱う」ことであり、過去の過ち を「なかったこと」として忘却の彼方に追いやること ではない。加害者がもっぱら自らの過ちの忘却を期待 するのであれば、あえて被害者に謝罪することなしに 沈黙を保ち、被害者や周囲の人々の忘却を待つ方が賢 明かもしれないからだ。

謝罪することは自らの過ちの事実と自らの責任、そして反省・自責の念や補償の申し出を言語化することであり、したがって、過去の過ちを忘却から救い出し、再び白日のもとに晒して、さらに語られ、論じられ、

被害者や周囲の人々からの評価にさらされるようにすることでもある。それは多くの場合、加害者にとって 非常に辛いことである。そして謝罪は、そうした辛さを自ら進んで受け入れる意思を示すことでもある。

したがって謝罪は、過ちの事実の完全な忘却にはつ ながらないし、それを期待してなされるものでもない、 と理解するのがふさわしい。にもかかわらず、加害者 が謝罪へと促されるのは、加害者および被害者の在り よう、お互いの関係、そしてその周囲の人々との関係 も含めて、それらをどのようなものにしたいのか、す なわち、加害者たる自分が今後どのような人間として 生きたいのか、被害者の傷ついた心をどのようにした いのか、あるいはまた、お互いがどのような関係のも とで生きることを望むのか、というのが、謝罪する者 にとってもっとも重要な関心事だからである。つまり、 謝罪において重要なのは、謝罪によってあたかも過去 の過ちをお互いに忘却したかのように振る舞うことに よって、お互いにとってよりよい未来を、そして、お 互いの間でよりよい関係性を築くことである。これが、 謝罪においてもっとも重要な目的ではないだろうか。4)

もう少し説明しておこう。たとえば、謝罪したいという気持ちを持つ加害者はしばしば、「もし謝罪することができたら、そして、相手からの赦しを得ることができるとすれば、罪責感や後悔の気持ちからくる苦痛から逃れることができるのではないか」という期待を抱いている。すなわちここでは、未来における苦痛からの解放が、謝罪の目的(の一つ)となっている。このように言うと、謝罪としてはいささか不純な印象を与えてしまうかもしれないが、こうした目的を一切もたない謝罪というのは、現実的には考えられないように思われる。

同じくまた、謝罪は、過ちによって害を被り、それによって苦しんでいる被害者を、苦しみから解放する、という意味合いを持っている。過去の過ちを消し去ることはできなくても、謝罪によって、被害者の過去からの解放に少しでも寄与できればという気持ちがそこにはある。

そしてこれらに関して指摘できるのは、謝罪を通じて未来における両者の望ましい在りようが目指されている、つまり、謝罪する者は謝罪によって、「罪責感や後悔の気持ちから解放された未来の自分」と、「過ちの事実による被害や苦しみから解放され癒された被

害者」とを思い描き、それを目指しているのだ、ということである。

さらに、謝罪はまた、加害者に対して、被害者ある いは両者を取り巻く人々=社会から信用・信頼を得る (回復する) ことを可能にする。すなわち、謝罪する ことで、「あの人は自分の過ちを認め、責任を果たす ことができる人である」という評価を得ることができ れば、新たに信頼を獲得することも可能である。この 場合に重要なのは、謝罪が自発的なものであることで ある。謝罪する者に向けられる信頼は本来謝罪の副産 物であり、それ自体が謝罪の目的とはならないかもし れない。しかし、謝罪には「過ちを犯したならば謝罪 すべきである | という社会的通念を承認し、おのれ自 身に引き受けようとする姿勢が含まれているのである から、加害者は、そうした通念を具現化できる人間で あるという評価を、たとえそれが加害者自身による自 己評価であれ、期待ないし予期するからこそ、あえて 謝罪を試みる、ということは事実であろう。この点に おいて謝罪は、過ちによって棄損された加害者自身に 対する評価をよりよいものにしていこうとする試みな のである。

まとめよう。謝罪の目的を考えるならば、謝罪とは、過去の過ちの償いというよりもむしろ、加害者および被害者の未来に目を向けた行為であり、両者を取り巻く周囲の人々を含めた、未来におけるよりよい在り方、そしてよりよい人間関係を作りあげるプロセスである、と考えるのがふさわしいように思われる。

# 3 人はなぜ謝罪したくないと感じるのか

さて、謝罪の目的が以上のようなものであり、それが加害者および被害者にとって重要なものであるならば、なぜ人はしばしば、謝罪することに抵抗感を抱くのか。

Kador (2009) によれば、謝罪が困難なのは、我々が、 謝罪することによって以下のようになることを恐れて いるからである。

- 弱く見える
- 人々が自分に対する敬意を失うことの原因に なる

- 配偶者、同僚あるいは友人に、自分を攻撃するための手段を与える
- ・誤解され、事態がさらに悪化する
- 自分のキャリアが傷つけられたり、昇進の予 定が狂ったり、評判に傷がついたりする
- 激しい言い争いになったり、誰かが泣き出し たり、かなり感情的になったりしてしまう
- 恥と困惑でいっぱいになる
- 自分の敵に、自分を告訴するための手段を与 える
- 謝罪の結果や賠償にかなり苦しめられる
- 侮辱されたことに気づいていていない犠牲者 たちを警戒させる

これらはいわば「謝罪のデメリット」であるが、いずれも確実なものではなく、あくまで加害者本人の予想または想像、あるいはこれまでの経験からの類推によるものである。

そして、これらの項目全般に関して指摘できるのは、過ちを犯した加害者に、自らの犯した過ちに対する責任の受容が見られないことであり、かつ、その過ちによって引き起こされた被害者の感情や事情に対するケアがまったくないことである。

謝罪は社会的な行為であり、必ずや謝罪する者と謝罪される者、また多くの場合、両者を取り巻く人々、これらがかかわっている。加害者が自己自身のみからなる世界に閉じこもっていたり、他者たちの存在を自己とは無縁の存在と見なしたりしている限り、謝罪を行おうとする見込みは低い。では、謝罪を拒む者は、いったい何にこだわっているのか。

Kador (2009) の挙げているリストについて共通しているのは、それらがすべて、加害者の自己像ないしアイデンティティ、そして人格的な評価にかかわっている、ということである。

たとえば、過ちを犯したことを認めることで、自分が弱く見えてしまう、あるいは、対人関係において弱い立場に追い込まれると、プライドが傷つけられ、自分のアイデンティティが揺らいでしまうのではないかと感じ、そうなることを恐れている。この場合のアイデンティティというのは、自分自身に対する自己評価と、他者たちから自分自身に対する社会的評価とを含んでいる。

謝罪するのを拒む加害者は、自分は過ちを犯すような人間ではないはずだ、とか、対人関係において自分が不利になるようなことがあってはならない、という思いに固執している。別の言葉で言い換えれば、謝罪するということによって自尊心を傷つけられる、あるいはまた、自分の威厳を失い、貶められるという感覚を持ってしまう、ということである。つまり謝罪は、自己自身のアイデンティティを危ういものにし、社会的な評価を脅かすものと受け止められているのである。

この点に関して、私たちが一般に、過ちを犯したり 謝罪したりといった個別的な行動を通じて、他人を人 格的に評価するという傾向を持つことに注目したい。 しばしば指摘されることとして、私たちは日常におい て、社会心理学でいわれるところの「根本的な帰属の 誤り(fundamental attribution error (FAE))」(ま たは「対応バイアス (correspondence bias) | )を犯 す一般的な傾向、すなわち、他人の行動を解釈すると き、私たちは社会的かつ状況的な影響を軽視してその 人の内的特性(性格や意図など)を強調する傾向を持っ ている。自分の行動の理解については、この場合とは 逆に、社会的かつ状況的な影響を重視する傾向があり、 「事情があり仕方がなかった」「たまたまそうしただ け」と思いがちになるわけである。言い換えれば、一 般に私たちは、自分以外の誰かの行動については、そ の行動に固有の状況等よりもむしろ、その行動の主体、 とりわけその人格的な諸要因に注目する傾向がある、 ということである。

そこで、たとえば誰かが過ちを犯した場合、周囲の人たちは、その原因をその誰か個人に帰属させ、属人的な判断をする傾向がある。すなわち、過ちを犯したのは、その人が「そういう人であるから」という仕方で、個別の行為は行為者の人格に起因するものと見なし、過ちを裁くのではなく人格を裁く、ということになりがちである。個別の行為の評価が、人格の評価に直結するのだ。

そしてこのことは、Kador (2009) の示したリストからもうかがわれるように、他者の行為に対してだけではなく自分自身の行為に対しても、少なくとも幾分かは当てはまるように思われる。とりわけ、過ちやそれに対する謝罪といった、社会における人間関係において重大な意味を持つ行為に関しては、そうである。

すなわち、謝罪によって自らの過ちを認めることは、「自分はそうした過ちを犯してしまうような人間だ」という仕方で、自分自身に対する人格的な評価を引き下げてしまうことにつながる。あるいはまた、加害者は、謝罪によって被害者および周囲の人々の自分に対する人格的な評価の低下が引き起こされてしまうことを自覚している。仮に、加害者が自分の立場から見て「自分には責任はない」「仕方なかった」と感じ、またそのように主張したとしても、個別的な過ちについての否定的な評価が、自分の人格的な評価にまで影響してしまうことは避けがたい。このことが分かっているからこそ、加害者は、過ちを認めて謝罪することをためらうのである。

むろん以上のようなことは、ポジティブな行為に よって自身の人格的評価を高めることが可能であるこ とも含意しているから、加害者が謝罪によって「謝罪 ができる人物」として自分の人格的評価を高めること も、十分に可能である。しかし、自らの過ちを認める ことで、自分のアイデンティティが棄損され、人格的 な評価を下げてしまうかもしれないという不安は、謝 罪によるメリットとデメリットを超えて、私たちの態 度に大きな影響を及ぼすのである。

以上のような仕方で、謝罪においては、個人のアイデンティティおよび人格に対する評価がつねに問題になっている、と指摘できるように思われる。<sup>5)</sup>

## 4 謝罪において問題になっているもの

この点について、さらに論を展開してみよう。先に「根本的な帰属の誤り」に関して触れたように、私たちは一般に、個別の行為を人格と結びつけて理解する傾向がある。そして、他者の行為のみならず自身の行為にしても、「自分はこんなことをしてしまう人間なのか」という形で、あるいは他者たちから受ける評価を通して、個別の行為のみならず人格そのものに対する評価を伴うのが一般的である。このことは、私たちは普段から、行為の始まりが人格にあると見做し、その行為の責任はその人格が負うべきであり、また個別の行為はその担い手である人格を反映したものであるから、行為に対する評価をそのまま行為者の人格についての評価へとスライドさせる、という基本的な見方を身につけていることを意味している。

興味深いのは、人格までたどり着けば、そこから先 へとさかのぼることはなく、たとえば個別の行為に対 する処罰や賞賛なども、その行為の担い手である人格 に対してなされる仕組みになっている、という点であ る。たしかにその際、それぞれの行為が為された際の 状況とか、行為者の生育環境のような個別的な事情等 が参照されることで、処罰や賞賛が多少なりとも割り 引いた仕方でなされる、ということはあるだろう。た とえば、何かしら過ちを犯してしまった人について、 その人がそのとき脅迫されていたり冷静な判断ができ ない状況に置かれていると認められれば、過ちの責任 を軽減ないし抹消してもらえる可能性もある。しかし、 過ちの背後に、当人の責任とは呼べない個別的な事情、 たとえば親の虐待などによって深刻なトラウマがある といった事情が認められた場合であっても、責任の追 及が、犯された罪が親にまで遡ることはけっしてない。

以上のように、行為を人格とをセットで理解し、行為に対する評価が人格にまで遡る仕方で適用されるという私たちに具わった一般的な見方は、行為の責任の追及だけではなく、社会の中で生きる私たちの他者評価そのものに内在した姿勢・構えであり、私たちの社会生活においてかなり強力な枠組みとなっている。

個別の行為には多様な背景・事情があるのだから、 そうした見方は時として不適切なものと思われるかも しれない。しかし、私たちは通常、他人の行為について、 他人の意志や意図、決意や決定を目にすることはない のだし、個別の行為についてすべての背景・事情を把 握することはできない。また仮に、当人がそれらにつ いて語るのを聞いたとしても、語るという行為はすで に新たな別の行為であるから、問題になっている当の 行為に関する事情について、正確に語っていると見な すことは原理上困難であろう。日常生活では、特定の 行為について、それを「行為」と見なしている時点で、 その担い手である人格を想定すること、そしてこの人 格に行為の責任を帰すことができると考えること、当 の行為に対する評価を人格に対する評価にスライドさ せること、これらがすべてセットになっており、私た ちはつねにそのような仕方で行為を理解しているので ある。

このことに関連する研究として、Weiner (1995) による責任帰属の理論を参照してみよう。この理論を単純化して言えば、以下のようになる。行為の責任帰属

に関して、私たちは、行為者の努力、才能、行動および心理的傾向性、運などの因果的要因を考慮に入れつつ、行為者に責任帰属すべきかどうかを判断し、責任ありと判断すれば、怒りの感情が喚起され、非難や叱責、報復といった態度をとるよう動機づけられる。これに対して、行為者にそれほど責任がないと判断すれば、同情の感情が喚起され、非難・叱責を控えたり、報復をやめたり、手助けしたりするよう動機づけられる、というものである。

本論との関わりにおいて注目したいのは、責任帰属の判断にあたって、問題になっている行為およびそれを取り巻く客観的な状況のみならず、行為者の態度や習慣、これまでの行動の積み重ね、心理的傾向性などの人格的諸要因が、行動に因果的な影響をもたらす要因として、しっかり考慮に入れられているということである。別の言い方をすれば、責任の判断は、人格に関連するさまざまな知識や判断とセットにされることで、なされているのである。

さて、行為とその担い手たる人格に対する責任帰属 に関する事情が以上のようなものであるとすれば、先 に論じたような、謝罪について問題になっているのが 人格に対する評価であり、かつ、人格への評価は一定 の時間性のなかで構築され更新されているという点を 考え合わせるならば、謝罪において問題になっている のは、過ちが犯された時点である過去に対するよりも むしろ未来における加害者および被害者の在りようで あり、また、両者の関係である、と結論づけてよいよ うに思われる。というのも、個別の行為を通じて人格 に対する評価がなされる動機は、単にその人格に対す る客観的な評価を確立させることにはなく、むしろ今 後の社会生活においてその人格の担い手とどのような 関係を構築していくかを判断することにある、と言え るからである。他者の人格に対する評価は、その人物 と接触を持たない単なる観察者である場合よりも、同 じ社会の中で接点を持ち、共に生き、利害関係を共有 するような立場にある場合の方がいっそう切実であ る。過ちを犯した加害者たちを謝罪へと強く促す力は、 何よりもまず、こうした切実さから発している。この ことから考えるならば、謝罪とは、過去に犯された個 別的な過ちに対する償いというよりもむしろ、「過ち を犯した人物」という人格に対する否定的な評価に対 して、未来における人間関係を視野に入れつつ、その 否定的な評価を中立的な評価に戻したり、あるいは、 いっそう肯定的な評価へと高めようとしたりする、そ のような意味合いを強く持っているのだ、と言うこと ができるように思われる。

だとすればそれは、加害者が自らの過ちによって損なわれた社会的な関係を修復したいという動機の背景には、被害者および周囲の人々との良好な関係を継続したいという意思がある、ということを含意している。そもそも、今後の関係がどうなってもよい人に対しては、自分の後悔や反省といった動機を抜きにすれば、謝罪の必要性を感じないこともありうる。したがってその点からすれば、謝罪を、社会的な関係の継続の意思の表明と理解することができるだろう。

そもそも謝罪という行為が私たちにとって重大な 問題となるのは、加害者と被害者がともに同じ社会の なかで生き続けるという前提のもとにおいてこそであ る。「旅の恥はかきすて」という言葉があるが、二度 と出会うことがないと確実に分かっている人に対して は、あまり積極的に謝罪しようという気持ちになれな い、というのが一般的であろう。あるいは別の例を用 いれば、いわゆるゲーム理論においてもっとも効果的 だと言われている「しっぺ返し戦術」――誰かと協力 するかどうかの判断が迫られるようなゲーム的状況に おいて、その者が自分に協力するか裏切るかどうか分 からない状況では、最初は協力し、次からは、その直 前にその者がとった行動をお返しする戦術を取るのが もっとも効果的である――が成立するのは、そのゲー ムをいつまで続けるかどうかが分からない、あるい は、ずっと続けることが分かっている場合のみだ、と いうことがある。ゲームが一回だけで終了することが 分かっているならば、卑劣な振る舞いをしたほうが得 になる。つまり、一回だけの勝負においては、フリー ライダーが得をするわけである。逆に言えば、私たち がフリーライダーの立場を選ばないのは、今後も相手 とゲームを続ける可能性を考慮に入れているからであ る。

したがって、一般的に言って、私たちが何らかの過ちの加害者である場合に、謝罪しようという気持ちがそれほど起こらないという場合、その理由は、端的に言って、被害者をそれほど人格的に尊重しておらず、今後においてその者との良好な人間関係を維持することを重視していないからなのである。

むろん、謝罪の動機には、自分が犯した過ちについて、今後ずっと後悔や反省、自責の念に苛まれ続けるのは避けたいから、というものも含まれるだろう。ただしそういった動機は、それらが単独なものにとどまるのであれば自己本位なものであり、そうした動機のみからの謝罪は、一般に、被害者にとっても周囲の人々にとっても、受け入れがたいものと見なされるであろうし、加害者もまた、そのことを承知しているだろう。だとすれば、やはり謝罪においては、被害者に対する思いと被害者に対する関係とが重視されているのだと言えるだろう。

そして、以上のような経緯のなかで主として一貫して問題になっているのは、犯された罪や過ちに対する償いという以上に、そうした罪や過ちに対してその人がどういう感情を抱き、どういった態度を取るのか、そしてまたそれらを総合した仕方で、その人がどのような人格を備えた人なのか、ということである。つまり、謝罪において賭けられているのは、以上のような意味での〈アイデンティティをそなえた人格同士の関係性〉である。

謝罪によって過去の過ちの責任を表明し、後悔・反省の気持ちや自責の念ばかりではなく、未来において二度と同じ過ちを犯すつもりはないことを表明することは、自分が「責任を取りうる人間」であるのを示すことでもある。このことは、加害者が安定した一貫性のある人格を備えた人間であり、自らの過ちを否定したりうやむやにしたりしないタイプの人間であることを、被害者に伝えることにもなっている。すなわち、謝罪を通じて、過去の自らの過ちを認め、未来への決意を示す、そのような態度を自らのアイデンティティの内にそなえた人物であることを提示することである。60

謝罪によって、その相手である被害者との間だけでなく、さらに、その謝罪を好意的に評価する人たちとの間にも良好な人間関係を築くことができたなら、お互いにとって未来はよりよいものになるであろうし、加害者にしても、自らの謝罪によってそのようになることを期待しているであろう。この意味において謝罪は、他者たちとの協調性を保ち、今後もコミュニケーションを維持し続けたいという意思を示すための振る舞いでもある。7

以上のように考えるならば、謝罪は単に過去の過ちに対する償い、というのではなく、むしろ、それ自体が、加害者と被害者、および両者を取り巻く人々との間によりよい人間関係を(再)構築することを目指した具体的なアクションである、ということが理解されるだろう。そしてまた、謝罪が道徳的な義務になるのも、謝罪の主眼が過去の過ちを償うことではなく、過去の過ちが原因で現時点で不幸な状態にある加害者と被害者との関係をよりよいものに修復し改善していくことにあり、それは道徳的な観点から善いことだという価値観が背後にあるからだ、ということが理解されるはずである。8)

### 5 さいごに

これまで述べてきたように、謝罪にはさまざまなメリットとデメリットがある。そして、私たちは謝罪するにあたって、それらのメリットとデメリットとをあらかじめ比較対照したうえで謝罪するかどうか決断することができるし、実際に、そうした比較対照を幾分かなりとも行っていることは否定しがたいだろう。

謝罪のこのような側面を、大渕 (2010) は次のよう に記している。

「謝罪を受けた被害者は深い感情を弱め、加害者に対して肯定的な印象を抱き、その結果、加害者を赦そうとします。加害者はこうした被害者の反応を予測し、それ故、被害者からの赦しを獲得し、罰や不利益を回避するためには謝罪が最も効果的であろうと判断しているのです。」(大渕(2010, p.92))

とはいえ、謝罪によって、被害者が加害者に対して 肯定的な印象を持ってくれるかどうかは、確実なこと ではない。

したがって謝罪は、それが加害者の自発的な反省や後悔、責任感や罪責感からなされる場合であったとしても、加害者にとっていわば大きな「賭け」であり、その意味において、加害者にとって小さくないリスクをはらんでいる。もしも謝罪した際に相手が赦してくれなかったら? あたかも「寝た子を起こす」かのように、いったんは鎮まっていた相手の怒りを再びかき

立ててしまったら? あるいは、相手がこちらの謝罪を利用して、優位な立場に立とうとしてきたら? 周囲に悪い評判が立ってしまったら? リスクを挙げればきりがない。「賭け」に勝つという確実な見通しはないのだ。とはいえ、自分の過ちを認め、被害者からの赦しを得ようと思えば、謝罪を試みるほかはない。

大渕は上の引用箇所に続けて、次のように書いている。

「一見パラドキシカルですが、責任を自ら認めるというリスクをおかしながら、これによって罰や不利益を回避しようとするアクロバティックな試みが謝罪であると言えます。」(大渕(2010, pp.92-93). cf. 大渕(2015, pp.211-212))

すでに述べたように、謝罪によって得られる見込みの高い、ポジティブな効果というのもある。何よりもまず、加害者自身が罪責感から解放されるはずである。明白な謝罪によって、いつまでも謝罪をためらっている自分に対する嫌悪感や、被害者の加害者に対する〈加害者は自らの責任を認めようとしないだけではなく、ひょっとして自分が悪いとすら思っていないのではないか〉といった疑念を振り払うこともできるだろう。謝罪によって、加害者だけでなく被害者もまた、加害者が犯した過ちに起因する疑念や苦しみ、葛藤から解放されるのではないか、という希望を持つことは可能である。そしてこうした期待や希望は、謝罪の核をなす動機となりうるであろう。しかし繰り返せば、それはあくまで見込みに過ぎず、謝罪を行おうとするする者に確信を与えてくれるほどではない。

にもかかわらず加害者が謝罪に踏み切るには、謝罪のメリットとデメリットの計算を越えたさらなる動機や要因があるはずであり、本論で私たちはその要因を〈加害者と被害者、および両者を取り巻く人々との間によりよい人間関係を(再)構築すること〉に見出そうとした。謝罪はたいていの場合、熟慮されたうえでの行動であるから、そこには人間としてのよりよい在り方を選択しようとする決断の契機があるはずである。そしてこの意味において、謝罪はすぐれて倫理的な行為だと見なしうるのである。9)

## 文献

- デリダ,ジャック (2004). 死を与える,廣瀬浩司・林好雄訳,ちくま学芸文庫. (原書は Derrida, Jacques, *Donner la mort*, Paris: Editions Galilée, 1999.)
- 古田徽也 (2013). それは私がしたことなのか: 行為の哲学入門, 新曜社
- Gill, Kathleen (2000). The Moral Functions of an Apology, *The Philosophical Forum*, Vol.XXXI, No.1, spring, pp.11-27.
- Kador, John (2009). Effective Apology. Mending fences, Building bridges, and Restoring Trust, San Francisco: Berret-Koehler Publishers.
- Kirchhoff, J., Strack, M., & Jäger, U. (2009). Apologies: Depending on offense severity the composition of elements does matter. Presentation for the INPsySR-Symposium "Preventing Violent Conflict" at the 11<sup>th</sup> ECP. Oslo, Norway.
- Kirchhoff, J. & Wagner, U. (2012). Apologies: Words of Magic? The role of Verbal Components, Anger Reduction, and Offence Severity. Peace and Conflict: Journal of Peace Psychology, Vol.18, No.2, 109-130.
- 小坂井敏晶 (2008). 責任という虚構, 東京大学出版会.
- Nobles, Melissa (2008). *The Politics of Official Apologies*, New York: Cambridge University Press.
- 大渕憲一(2010). 謝罪の研究: 釈明の心理とはたらき, 東北大学 出版会.
- 大渕憲一(2015). 失敗しない誤り方, CCC メディアハウス.
- 瀧川裕英(2003). 責任の意味と制度: 負担から応答へ, 勁草書房.
- Ricœur, Paul (2000). *La Mémoire, L'histoire, L'oubli*, Paris: Éditions du Seuil. (邦訳: リクール『記憶・歴史・忘却』, 久米博訳, 新曜社, 上巻2004年/下巻2005年)
- 斎藤慶典(2018). 私は自由なのかもしれない:〈責任という自由〉 の形而上学, 慶應義塾大学出版会.
- Slocum, Debra J., Allan, Alfred, & Allan, Maria M. (2011). An Emerging Theory of Apology, *Edith Cowan University Research Online*, pp.1-41.
- Smith, Nick (2008). *I Was Wrong. The Meaning of Apologies*, New York: Cambridge University Press.
- Takahashi, Yoshiko (2005). Toward a Balancing Approach: The Use of Apology in Japanese Society, *International Review of Victimology*, vol.12, pp.23-45.
- Tavuchis, Nicholas (1991). *Mea Culpa. A Sociology of Apology and Reconciliation*, Stanford, CA: Stanford University Press.
- Weiner, Bernard (1995). *Judgements of Responsibility. A Foundation* for a Theory of Social Conduct, New York & London: The Guilford Press.
- Williams, Bernard (1981) . *Moral Luck*, Cambridge: Cambridge University Press.

#### 注

1)日本における謝罪に関する代表的研究は大渕(2010)であり、本論を執筆する際に、この著作から多くのヒントを得ることができた。

- 心理学分野における近年の謝罪研究のまとまったサーベイとしては、大渕 (2010) のほかに、たとえば Slocum et al. (2011) がある。後者において謝罪は感情 (affect)・肯定 (affirmation)・行為 (action) という 3 つの構成要素のうち 1 つ以上のものからなるとされ、これら 3 つの構成要素のそれぞれが、違反者に焦点を当てるか、自己と他者関係に焦点を当てるかによって区別されることから、謝罪が計 6 つの要素からなるものとして整理されている。
- 2) さまざまな研究者が独自のリストを提示している。たとえば Smith (2006) は明確な謝罪のアウトラインとして、以下の12 のものをあげている。すなわち、①確証された事実の記録 ②責任の受容 ③原告としての適切な資格の所有 ④加害の同定 ⑤加害の根底をなす道徳的諸原理の同定 ⑥加害の根底をなす道徳的諸原理の共有 ⑦被害者に対する、道徳的な 対話者としての承認 ⑧明確な後悔 ⑨謝罪の行為 ⑩修復 と補償 ⑪謝罪することの意図 ⑫感情、以上である (Smith (2006, pp.140-142))。
  - 本論の内容との関係から、このリストの中に「原告としての適切な資格(Appropriate Standing)」が含まれている点に注目しておきたい。これは、他の代理人や第三者ではなくまさにその本人が責任を受容することができる、という点に関わる資格のことである。つまり、他人が犯した過ちに対して、加害者以外の誰か、たとえば加害者の近親者は、この資格を持たないが故に、謝罪することはできない。他方で、たとえば被害者の家族は、加害者を赦すことはできない(cf. Smith (2006, pp.52-55))。これらの説明が喚起させる哲学的な諸問題をここで論じる余裕はないが、さしあたって指摘しておきたいのは、「原告としての適切な資格」という項目が謝罪の構成要素に含まれているということは、謝罪が人格的な観点と切り離せないことを意味している、という点である。
- 3) このリストに「責任の帰属」が含まれているのは自明なことの ように思われるかもしれないが、責任の概念には自由意志と 行為の問題をめぐる哲学的な難問が結びついており、「過ちを 犯した者にその過ちの責任を帰属させる」とはいったいどうい うことなのかは、じっくり議論されるべき重大な問題である。 責任概念をめぐる哲学的な考察は数多くあるが、本論での議 論との近さという観点から、さしあたっては小坂井(2008)を 参照のこと。そのなかで彼は、「自由になされた行為だから責 任を負う」という素朴な因果論的発想を批判的に検討し、自由 意志説を退けつつ、責任という概念が虚構のものであり、「社 会秩序という意味構造の中に行為を位置づけ辻褄合わせをす る」という「社会慣習」の産物である、と論じている(小坂井 (2008, p.152))。つまり「責任」というのは、行為そのものと は別の事情から、事後的・遡及的に追及されるものなのである。 ほかに興味深い論考として、レヴィナスの思想を論じつつ、「責 任という自由」、つまり、私の名の下に何事かを担うというあ り方を選ぶという「形而上的」な意味での自由を論じる、斎藤 (2018) のようなアプローチもある。
- 4) ここで、哲学者ポール・リクールが『記憶・歴史・忘却』の 末尾で言及している「幸福な忘却」のことを思い起こすこと は、非常に有益だろう (cf. Ricœur (2000, pp.650-656), 邦訳 (下) 312-318頁)。彼は「幸福な忘却」について、おおよそ次 のように記している。赦しの精神にもとづいて、つきまとっ て離れない忌まわしい記憶を忘れようとすることは、苦しみ

- や思いわずらいからの解放という意味で、幸福な出来事である。とはいえこの「幸福な忘却」は、そうしたことが起こったと指摘することのできるような一つの出来事とはなりえない。記憶が完全に消去されてしまったとすれば、もはや忘却そのものについて想起することもできない。したがって「幸福な忘却」は、単に記憶から完全に消去してしまうという意味での忘却ではなく、「留保つきの忘却(l'oubli de reserve)」でなければならない。彼はこうしたタイプの忘却を「無為の忘却(un oubli désœuvré)」、あるいは、「思いわずらいとしての記憶(la mémoire-souci)」からの解放としての「無頓着(l'insouciance)」、「思いわずらいのなさ(l'insouci)」とも表現している。とはいえやはり、これらが達成されるかどうかは根本的な不確かさに委ねられるほかはなく、結局のところ「希求法」という形でしか表しえないものにとどまるのだ、と彼は書いている。
- 5) 謝罪に関して本論が強調している「人格」という契機については、瀧川 (2003) が擁護している「応答責任論」の考え方に近いものがある。すなわち彼は「応答責任論」について論じるなかで「応答責任論の第四の契機」として「人格との連関」を取り上げ、この「人格との連関」について、「①責任実践の付加的な力 (訴求力)、②責任実践における人格承認、③責任実践における人格同一性の創出」という3つの点を挙げているが、これらの論点は、本論の論点と大きく重なり合っている。
- 6) 一般に、私たちが責任を取るのは、自分をその原因とするよ うな(自分がそれを為すことを意図したような)過ちについて であるが、時にはまた、自分はそれを意図しなかったけれど も、たとえば諸状況のめぐりあわせの結果として自分がそれ を為さざるをえなかったような場合であっても、それが「自分 の過ち」であることを受け入れ、責任を取ろうとすることがあ る。この点に関して思い起こされるのは、哲学者バーナード・ ウィリアムズが道徳的な運について論じた論考のなかで取り 上げている、自らの目を潰して放浪者に身をやつしたオイディ プスが、「自分はやっていない」と語るというケースである(cf. Williams (1981, p.30, n.2) )。オイディプスの身の上は、彼が 罪深い過ちを犯したことを示しているが、他方で、彼はその 過ちを意図的に犯したわけではなく、かつ、見すぼらしい姿 で放浪するという状況をその報いとして受け入れている。こ れを、オイディプスなりの責任の取り方を示すものと解釈で きるだろう。古田徹也はウィリアムズの著作のこの箇所を、「不 幸な出来事に対する彼らの向き合い方やけじめのつけ方」の事 例として取り上げ、「万人に等しく同じ義務を課す法や道徳の 時限を越え出た、個々人の個別的な考慮があらわれている」と 評している。古田によればそうした考慮は、「自分がどういう 人間でありたいか、自分が直面した問題にどう向き合い、ど ういう態度をとる人間でありたいか、という考慮」である。古 田はさらに「そこには基本的に、どういう人間であると他人か ら見られたいかということが含まれるだろう」と付け加えてい る(古田(2013, pp.195-196))。古田によるこれらの重要な指 摘は、本論で述べた「自分の果たすべき責任」にも該当するは ずである。
- 7) この点に関連して Nobles (2008) は、国家内での先住民に対する過去の政策への謝罪について論じつつ、先住民への補償はメンバーシップを改善することはないが、謝罪はそうである、と述べている (Nobles (2008, p.140)。彼女によれば、補償

は「本を閉じること」であるが、謝罪は「対話」を開くことである。本論では謝罪をあくまで個人間の関係におけるものとして論じてきたが、個人の社会に対する謝罪や、さらに国家間での謝罪など、謝罪には多様なパターンが存在する。これらの点について本論で得られた洞察がどこまで有効であるか、という点については、今後、さらに深めて論じていくつもりである。

- 8) 我々は本論のなかで、謝罪の意義を〈加害者と被害者、および 両者を取り巻く人々との間によりよい人間関係を(再)構築す ること〉に見出そうとしているが、ひょっとするとこうした発 想は、我々が日本的な考え方・感じ方を身につけていること に起因しているのかもしれない。というのも一般に日本社会 では、構成メンバー間で調和的な関係を維持することがきわ めて重視されるからである。この点に関して大渕(2010)は多 くの日本人が持つ「調和志向性」について次のように記してい る。「日本の大人たちは子どもたちに対して、問題が起こると 「まず、謝りなさい」と、事実究明よりも関係者の感情宥和を 重視した対処を求める傾向があります」(大渕(2010, p.157))。 こうした事例に見られる日本文化における謝罪の独自性につ いては、たとえば Takahashi (2005), 大渕 (2015) などを参照。 さらに興味深いのは、大渕 (2010) が日本人の集団主義的傾向 に関連して、〈日本が戦争責任を認めたがらないのはなぜか〉 という問題にアプローチしている箇所である。彼は、日本人 が日常的に謝罪を多用する一方で、たとえば日本の戦争犯罪 のような日本人全体のこととなれば、戦争責任を認めること に抵抗感を覚えてなかなか謝罪しようとしないというねじれ について、日本の集団主義的な文化に言及しつつ次のように 説明している。すなわち、日本人は集団主義的な文化のもと にあり、「家族、会社、国といった自集団に対して所属意識が 強」く、「自分が所属する集団の達成や地位に対して関心が強 い」。ただし、日米の大学生を対象とした調査では、予想とは 異なり、個人状況でも集団状況でも両国の学生の間に謝罪の 程度に差異は見られなかった。そこで、今度は日米の大学生 を個人主義者と集団主義者とに分けて別の調査を行ったとこ ろ、仲間同士の連帯を重視する価値意識(大渕はこれを「水平 的集団主義」と分類している)の強い人にとっては、集団状況 で謝罪をしたがらない傾向が見られたことから、「謝罪は彼ら にとって集団内の連帯を脅かすものとだと感じられたと解釈 でき」る。さらに、水平的な次元で日米の大学生を個人主義者 と集団主義者に分けたところ、アメリカ人は前者、日本人は 後者が多いと判定されたことから、日本人は、自分が日本の 戦争犯罪について謝罪してしまうと、仲間にも非があったこ とを認めることになるので、自集団の連帯を維持しようとい う気持ちが強く、結果として自国の戦争犯罪に対する謝罪を 拒むのだと考えられる、というわけである(以上、大渕(2010, pp.133-138) )。
- 9) こうしたまとめ方は、責任と決断とについて哲学的に突き詰めて論じようとしたデリダのさまざまな論考、とりわけ『死を与える』に納められた論考のことを思い起こさせるかもしれない(cf. デリダ(2004))。デリダはその本のなかで、責任に関していくつかの重要な指摘を行っているが、ここではとりわけ、犠牲のための子羊はどこにいるのか、というイサクの問いかけに対するアブラハムの沈黙をめぐって、デリダがキルケゴールを参照しながら、「責任のアポリア」、すなわち、責

任は身代わり不可能であるという単独性=特異性を持つと同時に、一般性を備えた言語で説明されることによって単独性を失う、という事態について詳細に論じている。責任に関するデリダの分析は、本論の内容と直接は関連しないが、責任をとって謝罪するということが抱えている決断の契機と、その決断が〈謝罪に対する赦し〉という計算を超えた予測不可能なものであるがゆえに倫理的であるという着想は、デリダの思想からもヒントを得ていることをここに記しておかなければならない。

※本研究は JSPS 科研費 18K00006の助成を受けたものです。

(平成30年9月28日受理)